

令和6年度 高校生交通安全啓発動画コンテスト実施要綱

1 趣旨

高校生による動画作成を通じ、高校生自身が交通安全について考える機会とするとともに、作成された動画のうち入賞作品を表彰の上、県の運営する YouTube チャンネルで配信及び茨城県ホームページ、茨城県生活文化課 X に掲載することで県民の交通安全意識の高揚を図ります。

2 主催

茨城県

3 テーマ

- (1) 自転車利用時のヘルメット着用に関するもの
- (2) 飲酒運転根絶に関するもの
- (3) 反射材の利用促進に関するもの

4 募集期間

令和6年7月1日（月）～11月29日（金）必着

5 応募資格

令和6年7月1日現在、茨城県内の同一の高等学校（中等教育学校の4～6年生及び特別支援学校（高等部に限る）を含む。）に属する個人またはグループ（生徒会・委員会・部活動単位などのほか、任意のグループも可）とします。

※ 1人の生徒（1つのグループ）が応募できるのは、1テーマにつき、1作品とします。

※ 作品制作に当たっては、必ず担当教諭（生徒会担当教諭、部活動顧問等）を付け、制作段階から相談の上、学校を通して応募してください。

6 応募方法

- (1) 応募用紙に必要事項を記載してください。
- (2) 作成した動画（形式は mp4、mov、H264 のいずれかに限る。サイズは、フルハイビジョンで 1920×1080 縦横比 16×9 又は 9×16 とする。）は、電子媒体（DVD、SDカード）に記録の上、事務局（茨城県県民生活環境部安全なまちづくり推進室）に、応募用紙と共に提出又は郵送してください（持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきます。）。メールによる提出は認めません。

- (3) 記録に必要な電子媒体（DVD、SDカード）は作成者自身で用意してください。
- (4) 提出された電子媒体（DVD、SDカード）は返却いたしませんのでご注意ください。

7 動画作成上の注意事項

- (1) 動画は 60 秒以内としてください。60 秒を超えるものは審査対象外とします。なお、時間の長短は審査に影響しません。
- (2) 表現方法（実写、アニメ、CG、スライド等）は問いません。
- (3) 必ず、応募者によるオリジナル作品で未発表のものとしてください。
- (4) BGMを使用する場合は、オリジナル楽曲、著作権フリーの音楽又は作曲者の許可を得ている音楽としてください。著作権上問題のある楽曲使用が判明した場合は、失格とします。
- (5) 道路交通法やその他法令を遵守してください。例えば、公道で自転車二人乗りをしたり、スマートフォンで通話したりしながら運転する行為や法令上又は管理者により入ることを禁じられている場所での撮影は失格となります。
- (6) 20 歳未満の飲酒を助長する又は誤解を与えるような表現はしないでください。
- (7) 出演者には必ず承諾を得てください。出演者でなくても、容姿が映り込んでいる場合はその方への承諾が必要です。
- (8) 作品中の言語表現は日本語とします。他言語を使用する場合は、日本語訳の字幕を使用してください。
- (9) 動画編集ソフト、アプリ等による動画の加工及び編集は自由です。

8 審査

事務局（茨城県県民生活環境部安全なまちづくり推進室）が指名する審査員により、審査を実施します。審査結果の見直し請求は、受け付けません。

9 入賞作品発表及び表彰

- (1) 審査結果は入賞者のみに通知します。また、県ホームページに掲載します。
- (2) 表彰は、各学校でお願いします。賞状等は事務局よりお届けします。

10 表彰（各テーマごと）

- (1) 最優秀作品 1 作品 表彰状及び商品券 5 万円
- (2) 優秀作品 5 作品 表彰状及び商品券 3 万円

11 注意事項

- (1) 受賞作品は広く公開されることとなりますので、個人の氏名、居住地が特定されることがないように十分確認の上、応募してください。
- (2) 作品応募に係る一切の費用は応募者負担となります。
- (3) 作品の使用権及び著作権は事務局に帰属し、応募作品は、県の運営する YouTube チャンネルで配信します。その他、営利目的以外の用途で二次利用（複製、編集、上映、頒布等）を行います。
- (4) 応募作品が以下の内容に該当する場合は、審査対象外とし、茨城県は一切責任を負いません。
 - ア 第三者の著作権、肖像権、その他第三者の権利を侵害するもの
 - イ 公序良俗に反するもの
 - ウ 立入禁止、撮影禁止場所等で撮影したもの
 - エ 応募者以外が撮影したもの
 - オ 他の動画サイト等で公開されているもの
 - カ 営利を目的とした情報提供、広告宣伝若しくは勧誘行為に当たるもの
 - キ 個人、企業、団体等の中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
 - ク 他の個人、企業、団体等になりすましたもの
 - ケ 本コンテストの適正な運営を妨げるもの
 - コ その他主催者が不適切と判断するもの
- (5) 県の運営する YouTube チャンネルで配信等後に不正等が発覚した場合は、当該作品を削除し、表彰を取り消します。

12 個人情報の取り扱いについて

応募により得た個人情報は事務局において厳重に管理し、作品の審査及び広報啓発に必要な範囲で使用します。

13 その他

この要綱は予告なく変更する場合があります。

14 事務局

〒310 - 8555

水戸市笠原町 978 番 6 茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

電 話 029 - 301-2842 F A X 029 - 301-2848

E-mail seibun6@pref.ibaraki.lg.jp